

看護小規模多機能型居宅介護利用契約 重要事項説明書

作成日:2025年12月2日

1. 事業者概要(全社共通)

事業者名	ミモザ株式会社
代表者名	代表取締役 清水 亨
所在地	東京都品川区南品川二丁目2番5号

2. 事業所概要

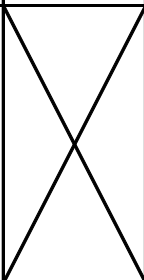
事業所の種類	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所		
介護保険事業者指定番号	1392000962		
事業所名	ミモザ上石神井		
所在地	東京都練馬区上石神井三丁目28番2号		
電話/FAX番号	(電話)03-5927-5331/(FAX)03-5927-5332		
管理者氏名	東 靖也		
事業所の目的	要介護状態となった場合においても通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援することを目的とする。		
事業所の運営方針	利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境、他の医療保険サービスまたは福祉サービスの利用状況を把握し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。		
開設年月日	2019年2月1日		
設備の概要	宿泊室	個室	5室
		個室以外	2室
		合計	7室
	居間		1か所
	食堂		1か所
	台所		1か所
	浴室		1か所
	消防設備		非常灯、誘導灯、消火器、自動火災報知機、スプリンクラー設備
	その他		事務室、相談室
利用定員	登録定員		29名
	通いサービスの定員		18名
	宿泊サービスの定員		7名
	短期利用の定員		登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用の利用者の合計が、宿泊サービスの定員の範囲内であること。
併設サービス	認知症対応型共同生活介護		
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社		

3. 事業実施地域およびサービス提供時間

サービス提供地域	練馬区		
営業日	365日		
サービス提供時間	通いサービス	9:45～16:00	
	宿泊サービス	16:00～翌9:45	
	訪問サービス	24時間	

	看護サービス	24時間
--	--------	------

4. 職員体制(主たる職員)

職種	職員(人)		職務内容
	常勤	非常勤	
管理者 (内、介護支援専門員兼務) (内、介護従業者兼務) (内、正看護師) (内、保健師) (内、准看護師) (内、他施設の職務兼務)	1人 0人 (0人) (0人) (0人) (0人) (0人)		介護従業者および業務の管理を行う。
介護支援専門員 (内、介護従業者兼務) (内、保健師または看護師) (内、准看護師) (内、併設施設の職務兼務)	0人 (0人) (0人) (0人) (0人)	1人 (0人) (0人) (0人) (0人)	看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にかかる業務を行う。
介護従業者 (内、保健師または看護師) (内、准看護師) (内、併設施設の職務兼務)	4人 (1人) (0人) (0人)	19人 (10人) (2人) (0人)	ご利用者の介護や入浴・排泄・食事等生活全般にかかる援助を行う。

※ 厚生労働省の定める基準を遵守し、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

5. 勤務体制

日中生活時間帯 (6:00～22:00)	厚生労働省の定める基準を遵守しております。 ① 常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3またはその端数を増すごとに介護従業者を1人以上および訪問サービスの提供に当たる介護従業者を2人以上配置します(月または4週の平均の常勤換算による方法によります。) ② 介護従業者のうち1人以上の者は、常勤の保健師または看護師とします。 ③ 介護従業者のうち保健師、看護師または准看護師(以下、「看護職員」といいます。)である者は、常勤換算方法で2.5以上とします。 ④ 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる介護従業者のうち、1以上の者は、看護職員とします。
夜間及び深夜の時間帯 (22:00～翌6:00)	厚生労働省の定める基準を遵守しております。 ① 夜勤に当たる介護従業者を1人以上配置します(ただし宿泊サービス利用者がいない場合は配置しないことがあります。) ② 宿直に当たる介護従業者を1人以上配置します(原則オンコール対応とします。)。

6. サービスおよび利用料等

6-1. 介護保険給付の対象となる料金

料金は本重要事項説明書の添付書類の通りです。なお住所変更により、利用者の住所が事業所の所在する市区町村でなくなった場合は、介護保険給付サービスは利用できなくなることがあります(事前に事業所にご相談ください。)

6-2. 保険の対象とはならない費用

保険の対象とはならない費用は本重要事項説明書の添付書類の通りです。

7. キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する場合は、速やかに下記の連絡先までご連絡ください。

電話番号	03-5927-5331
受付時間	随時(当日朝の場合は、なるべく8時30分までをお願いします。)

8. 利用にあたっての留意事項

共通	事業所の敷地内では喫煙を原則遠慮していただいております。
通いサービス	利用者の希望により、サービス提供時間をあらかじめ作成された看護小規模多機能型居宅介護計画に則り延長する場合の利用者の送迎に関しては、原則として利用者自ら、または家族等により送迎していただきます。
宿泊サービス	長期宿泊を希望される場合において、複数の利用者が長期宿泊するなど他の利用者が適切に宿泊サービスを利用することができないことが予想される場合、当該長期宿泊を調整する場合があります。
訪問サービス	① 通院の付き添いは原則として、独居で一人では通院が困難な方を対象とします。ただし事情によりご家族等で通院の付き添いが一時的に困難な場合は、ご相談に応じます。 ② 当事業所の職員が通院に付き添う場合の交通費は、当該ご利用者の負担となります。 ③ 独居で一人では困難な場合に限り、買い物の支援とお部屋の清掃を行います。ただし事情によりご家族等で一時的に上記のことが困難な場合は、ご相談に応じます。
看護サービス	利用者の主治医の指示書に基づき、療養上の世話、必要な診療の補助に関するを行います。
短期利用	緊急に必要と認めた場合など一定の要件を満たした場合に、7日以内(やむを得ない事情がある場合は14日以内)だけ限定的に利用していただけます。

9. 研修

事業者は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けます。また業務の執行体制についても検証・整備します。

- ① 採用時研修 採用後2か月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

10. 緊急時における対応

- ・ 事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または事業者の定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じます。また主治医または事業者の定めた協力医療機関への連絡が困難である場合には、救急搬送等の必要な措置を講じます。
- ・ 上記の緊急事態が生じたとき、看護職員がいる場合にあっては、当該看護職員が必要に応じて臨時応急の手当てを行います。

11. 事故発生時における対応

- ・ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 事業者は上記の事故の状況および事故の際にとった措置について記録します。

- ・ 事業者は、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

12. 秘密保持と個人情報の保護

- ・ 事業者は、利用者およびその家族等(以下、「利用者等」といいます。)の秘密保持と個人情報の保護について、次の事項を遵守します。
 - ① 業務上で知り得た利用者等に関する秘密や個人情報を、具体的な方法を定めて保護します。
 - ② 秘密保持については、看護小規模多機能型居宅介護利用契約の履行中だけでなく、当該契約終了後も遵守します。
- ・ 事業者は、法令に基づく必要な措置をとるために、以下の場合に利用者等の個人情報を関係者等に開示することがあります。
 - ① 利用者または第三者の生命・身体・健康・財産に危険がある場合。
 - ② 利用者のあらかじめの書面による同意がある場合。
 - ③ その他利用者等の個人情報を開示する正当な理由がある場合。

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	あり
実施した直近の年月日	2025年3月21日実施
実施した評価機関の名称	運営推進会議
評価結果の開示状況	事業所内に掲示

14. 身体拘束等の適正化

- ・ 事業者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に限り、身体拘束を行う場合があります。
- ・ 上記の身体拘束を行うのは、以下の3つの要件をすべて満たしている場合に限ります。
 - ① 切迫性
利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ② 非代替性
身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③ 一時性
身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- ・ 事業者は、身体的拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由および一連の経過をご家族等に報告します。
- ・ 事業者は、上記の取り組みを適正に行うために、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知します。
- ・ 事業者は上記の取り組みを適正に行うために、身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ・ 事業者は、上記の取り組みを適正に行うために、年2回および入社時に身体的拘束等の適正化のための研修を行います。

15. 協力医療機関等

機関名	一般社団法人衛生文化協会 城西病院
診療科目	内科、神経内科、眼科、整形外科

所在地	東京都杉並区上荻2丁目42番11号
-----	-------------------

機関名	医療法人社団立靖会 ひまわり歯科 高円寺診療所
診療科目	歯科等
所在地	東京都杉並区高円寺南4-29-2 ミヤシタビルメディカルプラザ3階0号室

機関名	社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団 上石神井特別養護老人ホーム
サービス名	介護老人福祉施設
所在地	東京都練馬区上石神井2丁目17番23号

16. 苦情相談窓口並びに苦情処理の体制及び手続き

苦情相談窓口は下記の通りとなります。事業所苦情相談窓口又は本社苦情相談窓口の担当者が苦情を受けた場合、当該苦情に関する情報収集を行い、必要に応じて関係者と協議を行います。その結果、対応策の実施が必要となった場合には、速やかに実施します。

事業所苦情相談窓口	管理者 東 靖也(電話)03-5927-5331 9:00～17:00
本社苦情相談窓口	お客様相談室 (電話)03-6712-8110 平日9:00～17:00
外部苦情申立て機関	東京都国民健康保険団体連合会 (電話)03-6238-0177 平日9:00～17:00
	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 (電話)03-3993-1344 平日8:30～17:15
	上石神井地域包括支援センター (電話)03-3928-8621 平日8:30～17:15

重要事項説明書の添付書類

- 介護保険の基本報酬
- 介護保険の加算報酬
- 介護保険の各種加算の説明
- 医療保険の基本報酬
- 医療保険の加算報酬
- 医療保険での各種加算の説明
- 保険の対象とはならない費用一覧

(以下余白)

(事業者)

当事業者は重要事項説明書に基づいて、看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容および重要事項の説明をしました。

事業所名 ミモザ上石神井

住所 東京都練馬区上石神井三丁目28番2号

説明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

説明者名 _____

(利用者)

私は本書面の交付と説明を受け、重要事項説明書及びその添付書類の内容に同意いたします。

住所 東京都練馬区石神井町7丁目31番1号 _____

氏名 _____

(署名代行者(利用者の署名を代筆した場合))

利用者は、心身の状況等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

住所※1 _____

氏名 _____ (本人との関係: _____)

※1 住所は、利用者本人と同じ場合は記入を省略できます。その場合は、住所欄に「本人と同じ」とご記入ください。

(家族の代表または利用者代理人(代理人がいる場合))

住所※1 _____

氏名 _____ (本人との関係: _____)

※1 住所は、利用者本人と同じ場合は記入を省略できます。その場合は、住所欄に「本人と同じ」とご記入ください。

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	練馬区(1級地)
地域単価	11.1円

②基本料金(月額)

同一建物居住者以外の場合(月額)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	12,447	13,817 円	27,633 円	41,449 円	
要介護2	17,415	19,331 円	38,662 円	57,992 円	
要介護3	24,481	27,174 円	54,348 円	81,522 円	
要介護4	27,766	30,821 円	61,641 円	92,461 円	
要介護5	31,408	34,863 円	69,726 円	104,589 円	

短期利用の場合(日額)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	571	634 円	1,268 円	1,902 円	
要介護2	638	709 円	1,417 円	2,125 円	
要介護3	706	784 円	1,568 円	2,351 円	
要介護4	773	858 円	1,716 円	2,574 円	
要介護5	839	932 円	1,863 円	2,794 円	

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2025年4月1日以降)

①地域単価

地域	練馬区(1級地)
地域単価	11.1円

②各種加算等

加算の名称				単位数	自己負担			備考
					(1割)	(2割)	(3割)	
医療保険の訪問看護	末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者	介護度	1	-925	-1,027 円	-2,054 円	-3,081 円	
			2					
			3					
			4	-1850	-2,054 円	-4,107 円	-6,161 円	
			5	-2914	-3,235 円	-6,469 円	-9,704 円	
訪問看護	急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う場合	介護度	1	-30	-34 円	-67 円	-100 円	日単位 14日を限度
			2					
			3					
			4	-60	-67 円	-134 円	-200 円	
			5	-95	-106 円	-211 円	-317 円	
初期加算				30	34 円	67 円	100 円	30日分
認知症加算(Ⅲ)				760	844 円	1,688 円	2,531 円	
認知症加算(Ⅳ)				460	511 円	1,022 円	1,532 円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算				200	222 円	444 円	666 円	日単位
若年性認知症利用者受入加算				800	888 円	1,776 円	2,664 円	
緊急時対応加算				774	860 円	1,719 円	2,578 円	
特別管理加算(Ⅰ)				500	555 円	1,110 円	1,665 円	
特別管理加算(Ⅱ)				250	278 円	555 円	833 円	
ターミナルケア加算				2500	2,775 円	5,550 円	8,325 円	死亡月
看護体制強化加算(Ⅰ)				3000	3,330 円	6,660 円	9,990 円	
訪問体制強化加算				1000	1,110 円	2,220 円	3,330 円	
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)				1200	1,332 円	2,664 円	3,996 円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)				1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(14.6%)				

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年6月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は短期利用時のみです。短期利用時に算定される加算は当該加算と介護職員等処遇改善加算のみとなります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の各種加算の説明(2025年4月1日以降)

加算の名称	加算の説明
医療保険の訪問看護	次のいずれかの場合です。 ○利用者の主治の医師が、利用者が末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合(1月当たり) ○利用者の主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院を除く。)が、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合又は特別指示書の交付があった場合(1日当たり)
初期加算	登録日から30日以内の期間及び30日を超える病院又は診療所への入院後に利用を再び開始した場合(1日当たり)。
認知症加算(III)	認知症日常生活自立度III、IV又はMの方に介護を行う場合
認知症加算(IV)	要介護度区分が要介護2であり、認知症日常生活自立度IIの方に介護を行う場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	短期利用時において、医師が緊急に利用することが適当であると判断した場合(1日当たり。7日を限度。)
若年性認知症利用者受入加算	認知症の方で65歳の誕生日の前々日までに利用した場合。
緊急時対応加算	24時間連絡できる体制である事業所において、計画にない緊急時における訪問看護サービス又は宿泊サービスを行う際に、利用者に当該加算を算定する旨を説明し、同意を得た上で、当該サービスを行った場合
特別管理加算(I)	厚生労働大臣が定める特別な管理が必要な方((平成27年厚生労働省告示94号54)のイに該当する状態にある者)で病状に応じ計画的な管理を行った場合に加算
特別管理加算(II)	厚生労働大臣が定める特別な管理が必要な方((平成27年厚生労働省告示94号54)のロ～ホに該当する状態にある者)で病状に応じ計画的な管理を行った場合に加算
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(死亡月に限る)
看護体制強化加算(I)	事業所が次のいずれの実績も満たしている場合 ○算定日が属する前3月間において、利用者の総数のうち、看護サービスを提供した利用者の占める割合が80%以上 ○算定日が属する前3月間において、利用者の総数のうち、緊急時対応加算を算定した利用者の占める割合が50%以上 ○算定日が属する前3月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20%以上 ○算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上 ○登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がされていること
訪問体制強化加算	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。 ○訪問看護を除く訪問サービスの提供にあたる常勤の職員を2名以上配置すること ○同一建物への訪問を除いた月の述べ訪問回数が200回以上であること

介護保険の各種加算の説明(2025年4月1日以降)

加算の名称	加算の説明
総合マネジメント体制強化加算(I)	次のいずれも満たす場合に算定する加算です(1月当たり)。 ○多職種協働による個別サービス計画の随時適切な見直し ○地域交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加 ○利用者及び利用者と関わりのある地域住民等からの相談体制の構築 ○居宅サービス計画にインフォーマルサービスを必要に応じて位置づけていること ○「地域資源の効果的な活用」、「世代間の交流の場の設置」、「認知症や介護に関する事例検討会や研修会等の定期的な実施」又は「市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加」のいずれかを実施 ○地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること
介護職員等処遇改善加算(II)	職場環境の改善、賃金体系等の整備、研修の実施、資格や勤務年数等に応じた昇給の仕組みの整備、職場環境のさらなる改善及び見える化等を通じて介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等のための加算

医療保険の基本報酬(2023年6月1日以降)

訪問看護療養費

項目			利用料金	自己負担		
				1割	2割	3割
訪問看護基本療養費I	週3日まで		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		准	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
訪問看護基本療養費II (同一日に2人まで)	週4日以降		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
		准	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
訪問看護基本療養費II (同一日に3人以上)	週3日まで		2,780 円	278 円	556 円	834 円
		准	2,530 円	253 円	506 円	759 円
	週4日以降		3,280 円	328 円	656 円	984 円
		准	3,030 円	303 円	606 円	909 円
訪問看護基本療養費III	1日につき		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
精神科訪問看護基本療養費I	30分以上 週3日まで		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		准	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
	30分未満 週3日まで		4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
		准	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
精神科訪問看護基本療養費III (同一日に2人まで)	30分以上 週4日以降		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
		准	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
	30分未満 週4日以降		5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
		准	4,720 円	472 円	944 円	1,416 円
精神科訪問看護基本療養費III (同一日に3人以上)	30分以上 週3日まで		2,780 円	278 円	556 円	834 円
		准	2,530 円	253 円	506 円	759 円
	30分未満 週3日まで		2,130 円	213 円	426 円	639 円
		准	1,940 円	194 円	388 円	582 円
	30分以上 週4日以降		3,280 円	328 円	656 円	984 円
		准	3,030 円	303 円	606 円	909 円
	30分未満 週4日以降		2,550 円	255 円	510 円	765 円
		准	2,360 円	236 円	472 円	708 円
精神科訪問看護基本療養費IV	入院中1～2回		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
訪問看護管理療養費	月の初日		7,440 円	744 円	1,488 円	2,232 円
	月の2日目以降		3,000 円	300 円	600 円	900 円
訪問看護情報提供療養費	月1回		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナルケア療養費I	死亡月1回		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費II	死亡月1回		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

※ 高額療養費が現物支給されるなど、利用者負担に限度額がある場合、月途中で限度額を超えた以降は、その月内は利用料を徴収しない。

(以下余白)

医療保険の加算報酬(2023年6月1日以降)

医療保険の各種加算

項目		利用料金	自己負担		
			1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算	2回/日訪問	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	3回/日以上訪問	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
緊急訪問看護加算	1日当たり	2,650 円	265 円	530 円	795 円
長時間訪問看護加算	1日/週	2,650 円	265 円	530 円	795 円
複数名訪問看護加算	看護師2人	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	看護師と准看護師	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
	看護師と看護補助者等	3,000 円	300 円	600 円	900 円
夜間・早朝訪問看護加算	1回につき	2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	1回につき	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
精神科緊急訪問看護加算	1日当たり	2,650 円	265 円	530 円	795 円
長時間精神科訪問看護加算	1日/週	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
複数名精神科訪問看護加算	看護師2人	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	看護師と准看護師	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
	看護師と看護補助者等	3,000 円	300 円	600 円	900 円
精神科複数回訪問加算	2回/日訪問	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	3回/日以上訪問	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
24時間対応体制加算	1回につき	6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円
特別管理加算	1月当たり	2,500 円	250 円	500 円	750 円
	(重症度が高い)1月	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
退院時共同指導加算	初日の訪問日	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
退院支援指導加算	退院日翌日以降訪問日	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算	1回当たり	3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1回当たり	2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算	月1回	2,500 円	250 円	500 円	750 円

※ 高額療養費が現物支給されるなど、利用者負担に限度額がある場合、月途中で限度額を超えた以降は、その月内は利用料を徴収しない。

(以下余白)

医療保険での各種加算の説明(2023年6月1日以降)

加算等の名称	加算等の説明
難病等複数回訪問加算	難病等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上訪問看護を実施した場合
緊急訪問看護加算	ケアプランに基づき実施する定期的な訪問看護以外に、利用者又は家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示(診療所又は在宅療養支援病院の保険医の指示に限る。)により、看護職員等が訪問看護をした場合(1日につき1回に限る)。
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合、1人の利用者に対して週1回(15歳未満の超重症児又は準超重症児及び15歳未満の小児であって特定の者においては週3回)に限り加算
複数名訪問看護加算	厚生労働大臣が定める、同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な者に対して、同時に2人の看護職員の同行、又は同時に1人の看護職員と1人の看護補助者との同行による訪問看護を実施した場合、1人の利用者に対して週1回に限り加算
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時から22時まで)又は早朝(6時から8時まで)に訪問看護を行った場合
深夜訪問看護加算	深夜(22時から翌日6時まで)に訪問看護を行った場合
精神科緊急訪問看護加算	訪問看護計画に基づき定期的に行う訪問看護以外に、利用者又は家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示(診療所又は在宅療養支援病院の保険医の指示に限る。)により、看護職員等が訪問看護をした場合(1日につき1回に限る)。
長時間精神科訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の精神科訪問看護を要する者に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合、1人の利用者に対して週1回(15歳未満の超重症児又は準超重症児及び15歳未満の小児であって特定の者においては週3回)に限り加算
複数名精神科訪問看護加算	同時に保健師又は看護師と保健師等(保健師、看護師、准看護師又は作業療法士)、看護補助者又は精神保健福祉士との同行による訪問看護を実施した場合(30分未満の場合を除く。)、1日当たりの回数に応じて加算。ただし、看護補助者又は精神保健福祉士が同行する場合には、週1回に限り加算。
精神科複数回訪問加算	精神科在宅患者支援管理費を算定する利用者に対して、1日に2回又は3回以上の訪問看護を行った場合
24時間対応体制加算	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合であって、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制にある場合に、看護職員等が訪問看護を受けようとする者に対して当該体制にある旨を説明し、その同意を得た場合に、月1回に限り加算

加算等の名称	加算等の説明
特別管理加算	厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護を行うにつき、当該利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制その他必要な体制が整備されている場合に、当該利用者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算
退院時共同指導加算	訪問看護を受けようとする者が主治医の所属する保健医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中等である場合において、その退院等に当たって、看護職員等(准看護師を除く。)が、当該主治医又はその所属する保健医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院の職員とともに、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に、初日の訪問看護の実施時に1回に限り加算。ただし厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については、複数日に指導を実施した場合に限り、2回に限り加算。
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める状態等にある利用者に対して、保健医療機関から退院するに当たって、看護職員等(准看護師を除く。)が、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に初日の訪問看護の実施日に1回に限り算定。ただし当該者が退院日の翌日以降初日の訪問看護が行われる前に死亡あるいは再入院した場合においては、死亡若しくは再入院日に算定。
在宅患者連携指導加算	在宅での療養を行っている利用者の診療情報等を、当該利用者の診療等を担う保健医療機関等の医療関係職種間で文書等により共有し、それぞれの職種が当該診療情報等を踏まえ診療等を行う取組に対して加算(当該利用者の診療を担う保健医療機関の主治医との間のみで診療情報等を共有し、訪問看護を行った場合は算定できない。)
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更等の際、当該利用者に対する診療等を行う医療関係職種等が一同に会しカンファレンスを行うことにより、より適切な診療方針を立てること及び当該カンファレンスの参加者の間で診療方針の変更等の的確な情報共有を可能にする取組を評価。カンファレンスで共有した利用者の診療情報等を踏まえ、それぞれの職種が当該利用者又はその家族等に対して療養上必要な指導を行った場合に月2回に限り加算。
看護・介護職員連携強化加算	看護師又は准看護師が、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう若しくは腸ろうにより経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする利用者に対して、介護職員等が実施する医師の指示の下に行われる行為の業務が円滑に行われるよう支援を行った場合に加算

保険の対象とはならない費用一覧(2023年4月1日以降)

名称	内容	備考
食事費	朝食:350円、昼食:650円、夕食:750円 (食材・調理費を含む。)	
宿泊に要する費用	1泊3,000円	
おむつ代	実費を徴収する。	
日常生活費	日常生活において通常必要となるものに係る費用 であって、その利用者に負担させることが適当と 認められる費用は、その実費を徴収する。	

(以下余白)